**くらしの情報**

１新型コロナウイルス感染症関連

２暮らし　　　５健康

３募集　　　　６福祉

４催し・講座

**今月の取り組み**

■緑化運動強調月間（～5月） ■若年層の性暴力被害予防月間（1日～30日）

■春の交通安全県民総ぐるみ運動（6日～15日）

■交通事故死ゼロを目指す日（10日）

**１新生児養育支援特別給付金の申請はお済みですか**

　新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、新生児を養育する世帯に対して、給付金を支給しています。まだ申請がお済みでない人は、早めの申請をお願いします。

※すでに同内容の給付金を受けている人は、申請できません。

対象　令和2年4月28日から令和3年4月1日までに生まれ、出生時に大崎市に住民登録した新生児を養育する人

※支給要件に該当する世帯には、申請書を郵送しています。出生届提出後、1カ月以上経過しても申請書が届かない場合はお問い合わせください。

支給金額　対象児童1人につき10万円

申込　4月30日（金）まで子育て支援課へ郵送または子育て支援課、各総合支所市民福祉課へ直接持参

※郵送の場合は、4月30日（金）の消印有効です。直接持参する場合は、平日のみ受け付けます。

問い合わせ　子育て支援課子ども給付担当　23-6045

**１和牛肥育素牛の導入を支援します**

　新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に影響を受けている和牛肥育農家の和牛肥育素牛の導入などを支援します。

対象　次の要件をすべて満たす和牛肥育素牛　❶大崎市産の和牛子牛　❷体重がおおむね270㎏以上　❸生後日数がおおむね300日前後　❹令和3年4月から9月までに導入または自家保留した子牛

補助率　1頭あたり5万円（1戸あたり限度額100万円）

申込　4月30日（金）まで農林振興課へ申し込み

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　23-7090

**１農林業災害対策資金**

　大雪被害や新型コロナウイルス感染症対策の実質無利子の資金がありますので、最寄りの農協または下記にお問い合わせください。

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090

**２固定資産課税台帳などの縦覧・閲覧ができます**

■共通事項

期間　4月1日（木）～5月31日（月）（土・日曜日、祝日を除く）

場所　税務課土地担当・家屋担当、各総合支所市民福祉課

※代理人の場合は、本人自署（法人は代表者から）の委任状が必要になります。

■土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

　土地・家屋の固定資産税の納税者は、他の土地または家屋の価格と比較して、価格が適正かどうかを確認することができます。

対象　固定資産税の納税者

内容　土地価格等縦覧帳簿（所在、地番、地目、地積、価格）、家屋価格等縦覧帳簿（所在、家屋番号、種類、構造、床面積、価格）の縦覧

持ち物　固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）

■固定資産課税台帳の閲覧

　納税義務者は、固定資産課税台帳のうち、本人の資産に対する記載部分（借地人・借家人などは、その使用または収益の対象となる部分のみ）を確認することができます。

対象　❶固定資産税の納税義務者　❷借地人、借家人などの有償契約者

持ち物　固定資産税の納税義務者：固定資産税納税通知書または課税明細書（前年度分も可）、本人確認書類（運転免許証など）　借地人、借家人などの有償契約者：契約書、本人確認書類（運転免許証など）

問い合わせ 税務課土地担当・家屋担当　23-2148

**２教育費を援助します**

　経済的な理由で小・中学生の教育費に困っている家庭に、市が助成する援助制度があります。

内容　学用品費、通学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費、新入学用品費の一部を助成

申込　各小中学校に備え付けの就学援助認定申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付して各学校に提出

※収入状況などの審査があります。また、前年度に就学援助を受けていた人も、引き続き援助を希望する場合は申請が必要です。

問い合わせ 学校教育課学事担当 72-5033

**２再生可能エネルギー発電設備の設置は届出が必要です**

　市の豊かな自然環境などを保全しながら、調和のとれた再生可能エネルギーの導入を図るため、3月9日に条例を制定しました。

　再生可能エネルギー発電設備を設置する際は、地域住民への説明や市への届出など手続きが必要になります。

対象　発電電力が10キロワット以上の再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電で建物の屋根などに設置するもの、個人が自己の居住する土地などに設置する50キロワット未満のものは除く）

※設置する場合は事前に地域住民へ設置方法などを説明し、理解を得てから設置してください。届出方法などの詳細は、お問い合わせください。

問い合わせ 環境保全課環境保全担当　23-6074

**２自転車安全利用条例が施行されます**

　県では、令和2年7月13日に自転車安全利用条例を制定し、令和3年4月1日（木）から施行されます。

　この条例により、自転車利用者は自転車損害賠償保険などへの加入が義務化されます。

　すでに自転車損害賠償保険などに相当する補償（自動車保険や火災保険の特約など）に加入している場合、新たに自転車保険への加入は不要な場合もありますので、現在加入している保険内容について一度確認してください。

問い合わせ 防災安全課交通防犯担当 23-5144

**２農用地区域から除外するには意見書の申出が必要です**

　農用地区域に指定されている農地などを、宅地など農地以外に転用する必要のある人は、農用地利用計画変更意見書の申し出が必要となります。

　除外を希望する人は、詳しい内容を事前にお問い合わせください。

申出期間　4月13日（火）～5月12日（水）

申出先　農林振興課

問い合わせ 農林振興課農業経営・水田農業担当　23-7090

**２山火事を防止しましょう**

　春は山火事が発生しやすい季節です。山林付近で害虫駆除などのために火入れを行う場合には、必ず市の許可を受けて行ってください。

統一標語　「あなたです　森を火事から　守るのは」

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　23-7090

**２山菜の出荷と自家消費に注意してください**

　市内で採取した山菜のうち、基準値を超える放射性物質が検出され、国から出荷制限の指示が出ている品目は、絶対に出荷をしないように注意をお願いします。

　自家消費をする場合は、食品等放射性物質簡易測定などで安全を確認してください。品目は市ウェブサイトで確認してください。

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　23-7090

**２ソーラー電気柵の導入経費を支援します**

　環境に配慮しながら農作物の鳥獣被害を軽減できるよう支援します。

対象経費　国・県補助事業を活用せずにソーラー電気柵を導入する際の事業経費

補助率　補助対象経費の半額以内（上限10万円）

申込　4月9日㈮以降、農林振興課または各総合支所地域振興課に申し込み

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　23-7090

**２緑の募金に協力をお願いします**

　緑の募金で集められた募金は森林整備などの推進に充てられます。

　緑豊かな生活を送るため、募金に協力をお願いします。

問い合わせ 農林振興課畜産・林政担当　23-7090

　　　　　各総合支所地域振興課農林商工担当